株式会社 山陰合同銀行

個人向け優遇サービスの利用規定改定のお知らせ

山陰合同銀行では、下記のとおり個人向け優遇サービスの利用規定を 2021 年 4 月 1 日より改定いた します。

なお、改定後の新規定は、改定前よりサービスを受けられておられるお客さまにも適用されます。 ※個人向け優遇サービスの改定については、<u>こちら</u>をご覧ください。

記

■個人向け優遇サービス利用規定

1. 内容

個人向け優遇サービス(以下「本サービス」という。)は、 当行所定の取引項目または1か月ごとの預り資産残高に応じ て各種特典・優遇が受けられるサービスです。

2. 対象

本サービスは、個人および個人事業主の方を対象とします(非 居住者、任意団体は対象外となります。)

3. お取引状況の算定

- お取引状況は、毎月月末時点の当行所定の取引項目または預り資産残高に応じて算定します。
- 本サービスの預り資産の範囲は、預金、公共債、投資 信託、金融商品仲介商品および外貨預金とします。
- 本サービスにおける1か月ごとの預り資産残高とは 以下の各資産ごとの合計額とします。
 - 預金 月中(毎月1日から月末まで)の全預金残高 の平均額
 - 公共債額面金額による月末残高
 - の 投資信託
 毎日の基準価額に基づく月中平均残高
 - o 金融商品·仲介商品

■ATM利用料キャッシュバックサービス規定

1. 内容

ATM利用料キャッシュバックサービス(以下「本サービス」という。)とは、当行所定のお取引をいただいているお客さまが、当行所定のATM時間外手数料およびATM利用手数料のキャッシュバックを受けられるサービスです。

2. 対象

本サービスは、個人および個人事業主の方を対象とします (非居住者、任意団体は対象外となります。)

なお、氏名等に変更があったにもかかわらず当行所定の手続きがなされていない場合、本サービスを受けられないことがあります。

3. サービスの対象となるお取引・サービス内容

本サービスの対象となるお取引およびサービス内容は店頭 等にてお知らせします。

4. お取引状況判定時期・サービス対象期間

- (1) 毎月月末にお取引状況を判定し、対象のお取引がある場合、翌月1日から月末までの1か月間、本サービスを受けることができます。
- (2) お取引状況の判定は、毎月行います。
- (3) 本サービスは、サービス対象のお取引を開始いただいた 月の翌月から受けることができます。

毎月の基準価格に基づく月中平均残高

o 外貨預金

外貨普通預金・外貨定期預金の月中平均残高 (円貨ベース。円貨への換算方法は当行所定 の計算方法によります。)

4. 取引の集計

- 取引項目および預り資産残高の集計は、複数店にまた がるお取引も合算します。
- 集計の対象となる取引項目および預り資産残高は、店 頭等にてお知らせします。

5. 特典・優遇サービス

- 特典・優遇サービスの内容は店頭等にてお知らせします。
- 氏名・住所等に変更があったにもかかわらず当行所定 の手続きがなされていない場合、特典・優遇サービス が受けられないことがあります。
- お客さまの都合により当行からの連絡を不要とされている場合は、特典・優遇サービスが受けられないことがあります。

6. お取引状況算定時期・優遇期間

毎月月末時点の取引項目および預り資産をシステム 集計により算定し、翌々月1日から月末までの1か月 間のお取引状況とします。

そのお取引状況による特典・優遇サービスを1か月間 受けることができます。

- お取引状況の見直しは、前項の方法により毎月行います。
- 特典・優遇サービスは、対象のお取引を開始いただい た月の翌々月から受けることができます。

7. 取引おまとめサービス

- 取引おまとめサービス(以下「おまとめサービス」という)とは、本サービスの特典・優遇サービスの提供を受けるため、複数店にまたがる取引を合算しお取引 状況を算出するサービスです。
- おまとめサービスの対象となる取引店の住所・氏名は 同一であるものに限ります。
- おまとめサービス適用後のお取引状況の反映は、対象のお取引を開始いただいた月の翌々月1日からとな

なお、お取引を開始いただいた月とは、当行のシステム にてお取引の開始を確認できた月をいいます。

5. サービスの終了

次の場合は、本サービスは終了します。

- (1) サービス対象のお口座・お取引が解約された場合
- (2) ご本人さまが死亡した場合
- (3) その他当行が本サービスの中止を必要とする相当の事由 が発生した場合

6. サービス内容等の変更

- (1) サービス内容は、金融情勢その他の状況の変化その他相 当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイト への掲載その他相当の方法で公表または通知することに より、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日から適用開始日までは、変更の内容の応じて相当の期間をおくものとします。

ります。

8. カードポイントプラス

- カードポイントプラスとは、「ごうぎんDuoカード」 のポイントサービスに対して、当行の取引内容に応じ てポイント加算するものです。
- カードポイントプラスの対象者は、「ごうぎんDuo カード」会員となります。
- ポイント加算の対象取引、ポイント数、対象期間および基準日等については、本サービスの特典・優遇サービスと同様、店頭等でお知らせします。

9. 変更

- 特典・優遇サービスおよび取引の集計の対象となる取 引項目等は事前に通知することなく変更することが あります。
- 上記の変更後の内容は、店頭等にてお知らせすること とし、個別に通知することは行いません。

10. サービスの終了

次の場合は、本サービスは終了します。

- o 全ての取引が解約されたとき
- o ご本人様が死亡した場合
- o その他当行が本サービスの中止を必要とす る相当の事由が発生した場合

以 上